

南砺市五箇山景観計画

平成28年12月1日

南砺市

ご挨拶

南砺市平・上平地域は、私たち南砺市民の誇りである世界遺産五箇山の合掌造り集落（相倉集落・菅沼集落）を有する歴史と伝統文化が息づく地域です。また、平・上平地域の全域が白山ユネスコエコパーク（昭和55年登録、平成28年3月拡張登録）に指定されるなど、豊かな自然環境に恵まれています。旧平村・上平村では、これらの景観を保全するため、平成6年に「自然環境及び文化的景観の保全に関する条例」が施行され、平成16年に発足した南砺市に受け継がれてきました。その後、平成24年に策定された「南砺市世界遺産マスタープラン」において、より具体的な保全計画を策定する方針が示されたことから、旧条例の内容を見直すこととなり、本年3月に「南砺市五箇山景観条例」を制定するとともに、地域代表者、関係団体、有識者からなる五箇山景観審議会にて検討を重ね、このたび五箇山景観計画を策定する運びとなりました。本計画は、五箇山の景観特性を踏まえ、良好な景観形成のための方針や基準など、景観づくりをより積極的に進めるための指針を示すものです。

私たちは、合掌造り集落を生んだ五箇山の豊かな景観を守り育て、次の世代に引き継いでいかねばなりません。そのためには、南砺市民、事業者、行政がお互いの理解と連携の下に、協働で景観づくりに取り組んでいく必要があります。

本計画が魅力ある五箇山の地域づくりに寄与し、潤いと風格ある五箇山の景観が確実に後世に継承されていくことを祈念して、ご挨拶といたします。

平成28年12月

南砺市長 田中 幹夫

目次

第1章 はじめに

- 1. 計画策定の背景と目的 . . . 1
- 2. 五箇山の景観特性 . . . 2
- 3. 南砺市五箇山景観条例および景観計画の位置づけ . . . 6

第2章 景観計画区域

- 1. 景観計画区域 . . . 7
- 2. 重点景観形成地区の指定 . . . 7

第3章 良好な景観の形成に関する方針

- 1. 基本目標 . . . 9
- 2. 基本方針 . . . 9
- 3. 景域区分と景域毎の景観づくりの方針 . . . 9
- 4. 公共事業の景観づくりに関する方針 . . . 12

第4章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

- 1. 届出対象行為 . . . 15
- 2. 景観づくりの基準 . . . 16
- 3. 届出の手続 . . . 18

第5章 五箇山景観資産と眺望点

- 1. 五箇山景観資産の指定の方針 . . . 21
- 2. 眺望点の指定の方針 . . . 22

第6章 景観づくりを支援する仕組み

- 1. 景観づくり協定 . . . 23
- 2. 景観づくり地域団体 . . . 24
- 3. その他の技術的援助や助成 . . . 24
- 4. 表彰 . . . 24

第7章 計画の推進に向けて

- 1. 協働による景観づくり . . . 25
- 2. 景観施策の充実・強化 . . . 26

【資料】

- i. 南砺市五箇山景観条例・同施行規則 . . . 27
- ii. 富山県公共事業の景観づくり指針 . . . 39
- iii. 建築物・工作物の基調色に推奨される色彩 . . . 43
- iv. 南砺市五箇山景観計画 策定の経過 . . . 44

1. 計画策定の背景と目的

庄川沿いの深い谷間に抱かれた五箇山^{※1}には、世界文化遺産に登録された合掌造り集落を生んだ、厳しくも豊かな自然環境と、そこに息づく生活空間、長い歴史の中で培われた固有の伝統文化が一体となり、五箇山ならではの歴史的環境が形成されています。この地に広がる唯一無二の景観を、市民共有のかけがえのない「たから」として守り育て、次の世代へと受け継ぐため、平成28年3月18日に南砺市五箇山景観条例が制定されました。

同条例は、平成6年に旧平村・上平村がそれぞれ制定した「自然環境及び文化的景観の保全に関する条例」（以下、旧条例）を前身とします。旧条例は、相倉・菅沼集落の世界遺産登録に向けた動きの中で、両集落の緩衝地帯^{※2}として設定された旧平村・上平村全域の保全を図るために制定されたものです。その後、平成14年には富山県景観条例が制定され、さらに国においても平成16年に景観法が制定されるなど、地域の特性に応じた景観施策が全国各地で推進されるようになりました。

南砺市の発足から12年、世界遺産登録から20年が経過するなかで、旧条例についても、近年の全国的な景観施策の水準を踏まえて大幅な見直しを行い、新たな景観条例のもとで五箇山の景観保全を充実させることとなりました^{※3}。

本計画は、五箇山における景観づくり^{※4}の基本的な考え方や、良好な景観形成のための行為の制限に関する事項など、将来に向けた景観づくりを総合的かつ計画的に進めるための一連の施策について定めたものです。市民・事業者・行政の協働により、魅力と風格を備えた五箇山独自の景観を継承・育成することを目的としています。



図1：合掌造り集落（菅沼）



図2：冬の五箇山（相倉集落）

【注釈】

- ※1 「五箇山」の名は、歴史的には旧平村・上平村・利賀村のいわゆる「五箇三村」を指すものですが、南砺市五箇山景観条例および本計画においては、これまでの関連施策等の経緯を踏まえ、平・上平地域を指すものとします。
- ※2 「緩衝地帯（buffer zone）」とは、世界文化遺産を取り巻く環境や景観を保全するために登録資産の周囲に設けられる、一定の利用・開発行為を制限する区域を指します。
- ※3 南砺市五箇山景観条例は景観法に基づかない自主条例ですが、今後、南砺市が景観行政団体となった際には、同法に基づく条例に移行することを想定し、本計画も同法に基づく景観計画に準じた構成となっています。
- ※4 「景観づくり」とは、南砺市五箇山景観条例の定義に準じ、「五箇山の良好な景観を保全及び育成すること」を指します。

2. 五箇山の景観特性

(1) 五箇山の風土と景観

◆対象地域の概要

南砺市の南部に位置する五箇山（平・上平地域）は、飛騨高地を水源とする庄川が形づくる深い谷あいを中心に集落が点在する、人口1,686人（平成28年10月1日現在）の山村地域です。面積約187.3km²の大半を山林が占め、一部は白山国立公園に指定されるとともに鳥獣保護区も設けられる等、豊かな自然に恵まれています。

五箇山の名は、赤尾谷、上梨谷、下梨谷、小谷、利賀谷の五つの谷を指す「五ヶ谷間」に由来するとも言われ、急峻な山々に囲まれた豪雪地帯であったことから、かつては平野部とは隔絶された「秘境」として知られてきました。このような地理的条件や自然環境のもとで、養蚕、紙すき、塩硝などの生業が営まれ、浄土真宗の信仰で結ばれた地域社会と、合掌造り家屋に象徴される独自の文化が育まれてきました。現在も春祭りや報恩講などの伝統行事、こきりこや麦屋節などの五箇山民謡が受け継がれ、和紙や豆腐、酒づくりなどの地場産業も営まれるなど、独自の生活文化が息づいています。

表1：五箇山地域の概要

	東西	南北	面積	人口	世帯数	集落数
平地域	約9.2km	約16.9km	約93.1km ²	1012人	352世帯	22
上平地域	約13.5km	約15.1km	約94.2km ²	674人	204世帯	16
合計			約187.3km ²	1686人	556世帯	38

※人口・世帯数は平成28年10月1日現在

※集落数は人口・世帯数が1以上の集落を対象



図3：南砺市の位置



図4：五箇山（平・上平地域）の位置

◆自然環境と歴史の蓄積のなかで育まれた景観

五箇山の集落は、庄川本支流の兩岸に聳える1000～1800m前後の山々に囲まれた河岸段丘や、山腹のわずかな平坦地・緩傾斜地に点在しています。かつては各集落に、合掌造り家屋を維持するための茅場があり、雪持林と呼ばれる樹林地が集落を雪崩から守るなど、この地の自然環境と共存するための知恵が、五箇山の歴史的環境を形づくってきました。

また、水量が豊富な急流であった庄川では、大正末期より電源開発が進み、数多くのダムが建設されました。これによって廃村となった集落もありましたが、庄川沿いに見られるダムや発電所と、急峻な山並みに囲まれて満々と水を湛えるダム湖、これらに沿って築かれた道路や橋梁は、長く秘境とされた五箇山の近代化の歴史そのものであり、高低差をもって点在する集落と相俟って、地形と歴史の奥行と広がり映し出す五箇山ならではの景観がもたらされています。



図5：小原集落から皆律集落を望む



図6：祖山ダム湖に面する大崩島集落

◆山間の地形が織りなす集落と耕作地の景観

各集落では、限られた平地を利用・開墾しながら、日照条件や水利に有利な場所が耕作地となる傾向が見られます。耕作地の立地は、集落に隣接するもの、少し離れた高台に位置するものなど、集落の立地条件によって様々ですが、家屋の集まる居住エリアとは明確に区分されています。傾斜地に位置する集落では、切土や石積により、棚田や段々畑、屋敷地が築かれ、地形の起伏を映し出す景観が持たされています。また、居住エリアからやや離れ、社叢に囲まれた神社や、浄土真宗の信仰を伝える寺や道場の佇まいも、集落の景観を特徴づけています。

居住エリアには、家屋と土蔵や板倉、倉庫、車庫が集まっています。古い板倉は、住宅とは少し離れて立地するものが多く、延焼を避けていると考えられます。また家屋の前面や背後に水路を導き、融雪のための池が築かれる例もしばしば見られます。

昭和30年以前はどの集落にも合掌造り家屋が残っていましたが、電源開発や社会生活の近代化に伴って茅葺屋根を維持することが難しくなり、少しずつその姿が失われて行きました。現在も、国の史跡として合掌造り集落が受け継がれてきた相倉・菅沼集落に加え、単体の合掌造り家屋が残る集落もありますが、昭和30年代に茅葺屋根を降ろして改修された家屋や、嵌め板で外壁が構成された伝統的な板倉、神社や道場などが各集落の歴史的環境を形づくり、周囲の耕作地とともに五箇山らしい集落景観がもたらされています。



図7：下出集落



図8：猪谷集落（高草嶺）

◆相互扶助と信仰文化を映し出す景観

日本有数の豪雪地帯に位置する五箇山では、昭和59年に五箇山トンネルが開通するまでは、冬期には平野部との往来が困難となるほど厳しい自然環境のもとで、人々の暮らしが営まれてきました。そこで培われた相互扶助と篤い信仰心は、現在もさまざまな場面で受け継がれ、五箇山の生活文化を映し出す景観をもたらしています。

現在では「ユイ」と呼ばれる、労働力の貸し借りによる相互扶助活動は途絶えています。また、「コーリャク」は地域総出で行われる草刈りや総普請（春先の水路清掃など）などの行事として続いています。

また、多くの集落に残る神社や浄土真宗の寺院・道場は、春祭り（獅子舞）や報恩講などの伝統行事を大切に受け継ぐ集落社会のなかで維持され、それらの行事の舞台ともなっています。

さらに、集落の人々の信仰や慣習は、屋敷地や庭の設え、それらを彩る花々など、集落に生き生きとした表情を与える素朴で優しい景観にも現れています。



図9：小原集落の念仏道場



図10：春祭り（相倉集落）

（2）景観づくりの取組み

◆合掌造り家屋の保護

五箇山における合掌造り家屋の保護は、昭和33年に村上家住宅（上梨）、羽馬家住宅（田向）、岩瀬家住宅（西赤尾町）が国の重要文化財に指定されたことで本格的に開始されました。

その他の茅葺家屋についても、県の指定文化財として、流刑小屋（田向、昭和40年・有形民俗文化財）、五箇山の念仏道場（寿川、昭和61年）、旧上中田念仏道場（小原、平成10年）、羽馬家住宅（小瀬、10年）が、市の指定文化財では行徳寺の山門と庫裏（西赤尾町、昭和44年）、圓浄寺鐘楼堂（上梨、平成元年）が挙げられます。

また、旧上平村では、昭和47年に、村内より合掌造り家屋を移築し、宿泊研修施設として活用した「五箇山合掌の里」を整備しています。また、指定文化財以外の合掌造り家屋についても、葺替事業等に対し補助を行うなど、その維持保全を図っています。

◆合掌造り集落(相倉集落・菅沼集落)の保護

合掌造り集落として保存状態が良好と認められた相倉集落、菅沼集落はその茅場も含めて、昭和45年に国指定史跡となりました。昭和52年と平成8年には、史跡の保存管理の基本的理念や保存整備に関する事項をまとめた保存管理計画が策定され、両集落はこの計画に基づき保存と活用が図られることとなりました。

◆富山県立自然公園条例(五箇山県立自然公園)、白山ユネスコエコパークによる自然景観の保全

昭和51年、庄川兩岸の集落域あるいは庄川西側(国有林を除く)を対象に五箇山県立自然公園が指定され、一定の行為に対し届出もしくは許可を義務づけることで、自然景観の保全が図られています。平成28年には、昭和55年に白山国立公園を対象に登録された白山生物圏保存地域(白山ユネスコエコパーク)の「移行区域」として、平・上平地域全域が拡張登録され、保全管理が図られることとなりました。

◆世界遺産登録を契機とした保護施策の拡充

○登録資産(相倉集落・菅沼集落)の保護

平村・上平村は平成6年にそれぞれ「伝統的建造物群保存地区保存条例」を制定し、白川村荻町集落と同様に、相倉・菅沼集落は国の重要伝統的建造物群保存地区(重伝建地区)に選定されました。そして平成7年に、これらの3つの重伝建地区を構成資産として、国内で4番目の世界文化遺産「白川郷・五箇山の合掌造り集落」が登録されました。

平成27年には、登録資産である相倉・菅沼の重伝建地区を対象として、合掌造り集落保存整備基準を制定し、建築行為等の基準を明確化しました。

○緩衝地帯の管理

『緩衝地帯Ⅰ種』(登録資産近傍)については前述「富山県立自然公園条例」と「文化財保護法(国史跡)」により、『緩衝地帯Ⅱ種』(平・上平全域)については平成6年に制定された「平村(上平村)自然環境及び文化的景観の保全に関する条例」により、登録資産の保護に有効な緩衝地帯として位置づけられました。

◆『世界遺産マスタープラン』における緩衝地帯の景観保全指針

平成24年に策定された『南砺市五箇山世界遺産マスタープラン』では、第6章「緩衝地帯における景観保全」において、「緩衝地帯の景観を良好に保持することで世界遺産と一体となった地域全体の価値を高める」ために、以下の方針と方策が示されました。

○緩衝地帯の計画的保全

- ・緩衝地帯Ⅰ種における保全措置の詳細化
- ・緩衝地帯Ⅱ種に係る旧2村の条例を市条例に移行・改訂し保全計画を定め、必要に応じて重点保全地区を特定する
- ・景観法に基く景観条例・景観計画への移行

○緩衝地帯の資源把握と保全施策の実施

- ・指定文化財以外の合掌造り家屋の保全
- ・多様な景観資源の把握と保全施策の実施

3. 南砺市五箇山景観条例および景観計画の位置づけ

(1) 総合計画との関係

南砺市は、平成24年に策定した南砺市総合計画（後期基本計画、平成24年～平成28年）において、「さきがけて 緑の里から 世界へ」との将来都市像を掲げ、基本目標を「美しく住みよいまち」「創造的で元気なまち」「開かれたふれあいのまち」とし、各種施策の方針と目標を設定し取組んでいます。

本計画は、世界遺産「五箇山合掌造り集落」の環境整備、伝統産業の振興、観光資源の開発と活性化、など総合計画が設定した施策の実現に向けた取組みの一つとして定めたものです。

(2) 世界遺産マスタープランとの関係

南砺市は、世界遺産の登録資産である相倉集落、菅沼集落を取り巻く平地域、上平地域全域を、登録資産の歴史的環境を保護するために有効な緩衝地帯として管理することが義務付けられています。南砺市五箇山景観条例と本計画は、緩衝地帯管理を実効性あるものにし、平成24年に策定した世界遺産マスタープランで示した「緩衝地帯における景観保全」の方針と方策（前述）を具体的に実現するために定めたものです。

(3) その他法制度との関係

本計画が定める景観計画区域のうち、相倉集落・菅沼集落（国史跡、重要伝統的建造物群保存地区）については、文化財保護法に基づき現状変更が厳しく制限されているため、同法を尊重しつつ、景観保全の側面から連携を図ります。

また、景観計画区域に含まれる国・県・市の指定文化財（建築物等）についても、文化財保護法や富山県文化財保護条例および南砺市文化財保護条例を尊重します。上平地域の一部に係る国立公園についても、自然公園法による規制を尊重します。

その他、景観計画区域には、県立自然公園条例、森林法、河川法、鳥獣保護法、砂防法、農地法、農振整備法、急傾斜地法、地すべり等防止法などにより土地利用等が規制されている土地が多く存在します。それらの土地利用方針を尊重しつつ、一体的な景観保全に取り組めます。あわせて白山生物圏保存地域（白山ユネスコエコパーク）の管理・運営方針も尊重します。

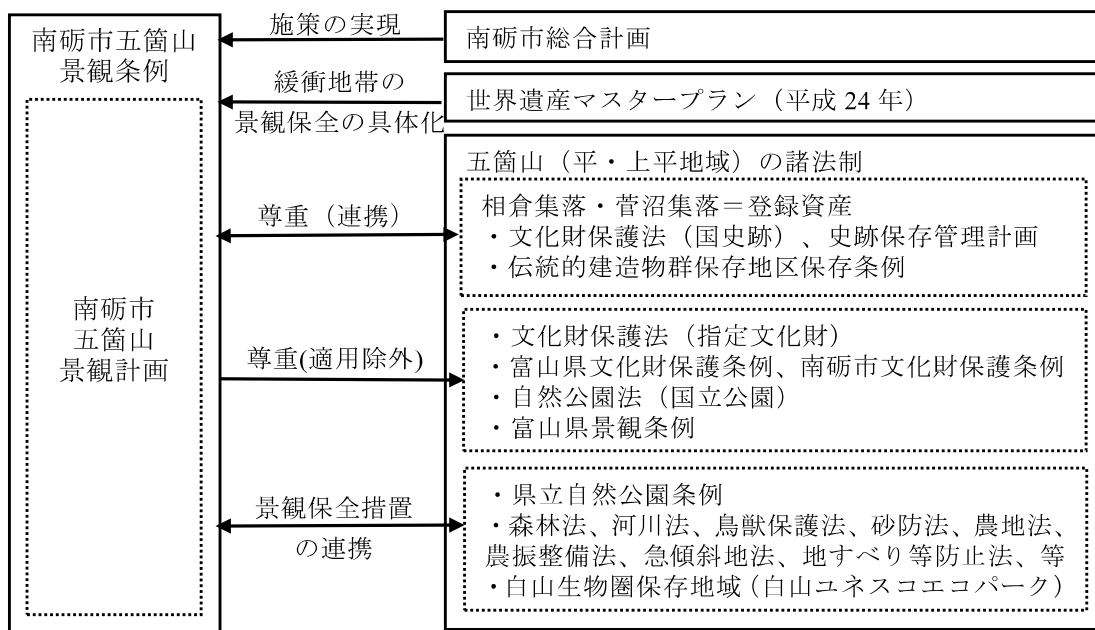


図11：景観条例と景観計画の位置づけ

第2章 景観計画区域

1. 景観計画区域

景観計画区域は、世界文化遺産に登録された相倉集落・菅沼集落の緩衝地帯であり、南砺市五箇山景観条例の対象区域である五箇山（平地域・上平地域）の全域とします。

2. 重点景観形成地区の指定

条例では、重点的に景観づくりを進める必要がある地区については、「重点景観形成地区」に指定し当該地区毎にルールを定めて景観づくりを図る方法についても規定しています。

これらの地区においては地区住民との協議・合意形成を図りながら景観づくりに取り組んでいくこととなります。

◆指定の方針

- 合掌造り家屋などの有形の歴史的資産、伝統文化などが市街地や集落と一体となって受け継がれている地区で、指定により景観を活かした地域の魅力の創出につながるが見込まれる地区
- 世界遺産集落（相倉・菅沼）周辺地区にあって、集落景観との調和を積極的に図るべき地区
- 眺望点（指定を受けた地点、第5章参照）からの良好な眺めを積極的に保全・育成することが望まれる地区

※重点景観形成地区にかかる届出対象行為や景観形成基準など行為の制限にかかる事項は、景観計画区域とは別に地区毎に設定されます。

◆指定候補地

地区	範囲の考え方
上梨地区・田向地区	重要文化財村上家、羽馬家、白山宮や県指定（民俗）文化財の流刑小屋など五箇山を代表する歴史的資産と、国道156号沿いに残る合掌造り家屋を中心に観光地化が進む地区
西赤尾町地区	重要文化財岩瀬家、市指定文化財の行徳寺など歴史的資産を中心に観光地化が進む地区
相倉及び周辺地区	世界遺産集落を含む大字相倉地内、集落の導入部に相応しい景観を形成すべき相倉口（見座地内）付近の国道304号沿い、及び相倉口から集落に至る市道相倉仏岩線沿い
菅沼及び周辺地区	世界遺産集落を含む大字菅沼地内、及び集落の景観保全を図るべき庄川対岸地区（漆谷、小瀬地内）

※現時点での候補地であり、今後の調査や地域の意向等を踏まえ、上表にない地区が候補となる可能性もあります。

※相倉集落と菅沼集落のうち、国史跡の範囲および重要伝統的建造物群保存地区については、従来通り文化財保護法に基づいて景観保全が図られます。

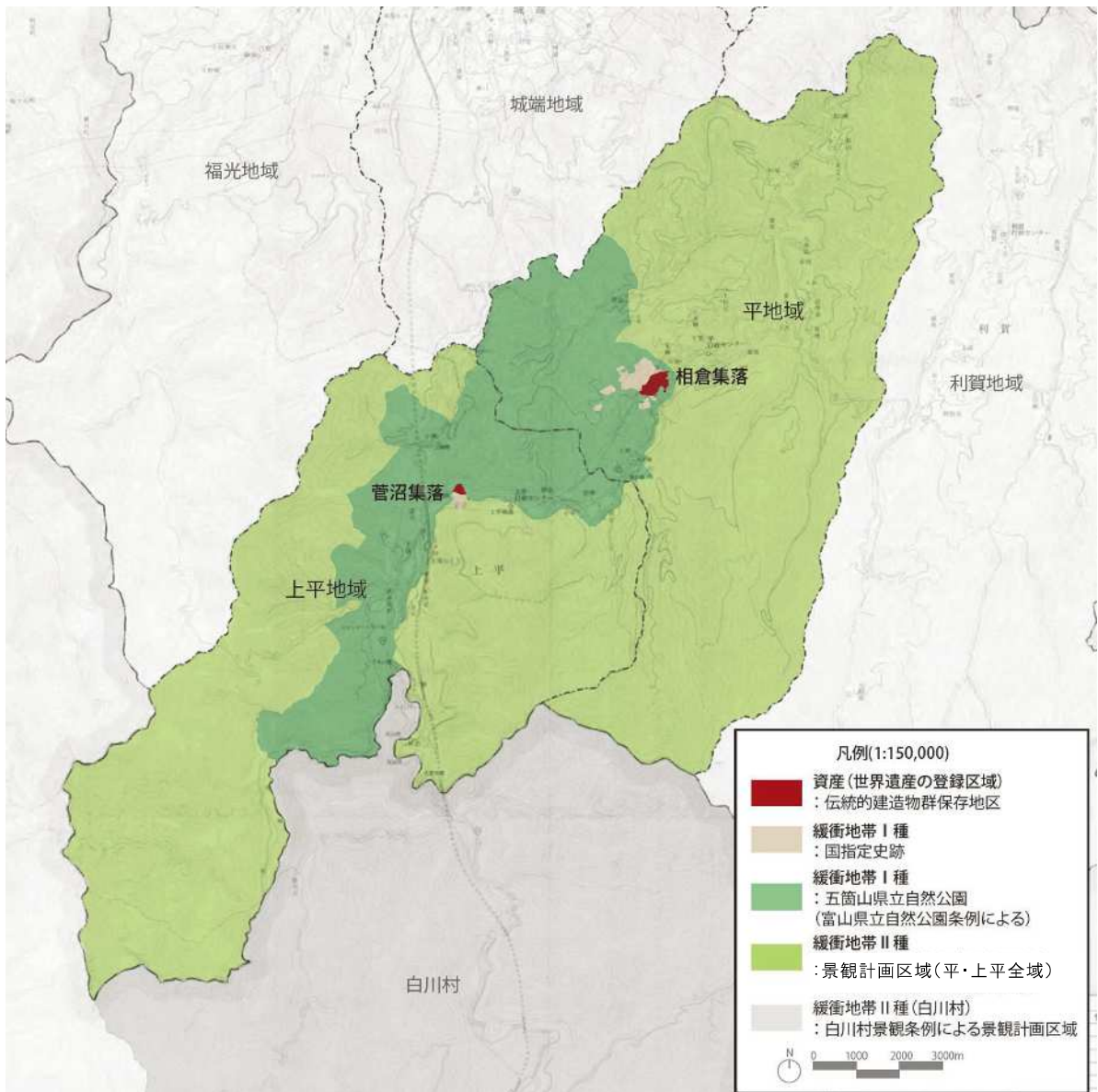


図 1 2 : 世界遺産を取巻く緩衝地帯



図 1 3 : 上梨集落の町並み



図 1 4 : 真木集落から西赤尾町への眺め

1. 基本目標

「豪雪と豊かな自然、固有の歴史文化に抱かれた魅力あふれる五箇山」

五箇山の景観づくりは、豪雪地帯の気候と自然環境のもとで育まれた、唯一無二の歴史と文化に敬意を払い、それらを五箇山の誇りとして次世代に受け継ぐために進めるものです。そのことを通じて、住み手にとっても来訪者にとっても魅力のある五箇山らしい風土を、将来にわたって培います。

2. 基本方針

I 地形・自然・歴史の奥行きと広がり映し出す多様な景観資源を活かした景観づくり

五箇山の景観の特色をなす、山間の変化に富んだ地形と自然環境、それらの条件に応じて点在する集落、それらを構成する歴史的資産としての家屋、板倉や土蔵、屋敷構えや田畑を支える石積み、茅場や段々畑、棚田などの農地、社寺や道場、社叢、近代に築かれた橋やダムなどの構造物、これらが組み合わさって、多様で奥行のある固有の景観がもたらされています。このような景観の特色を守り、磨き、活かすような景観づくりを推進します。

II 歴史的資産と調和し、観光その他産業の活力を後押しする景観づくり

五箇山では、合掌造りに代表される歴史的資産と共存し、それらの特色を活かしながら、観光業をはじめ、豆腐、和紙、酒などの地場産業や農林漁業等が営まれています。こうした産業のための施設等を新たに整備する際にも、歴史的資産との調和を基本とすることにより、五箇山らしい産業の育成を促します。

III 五箇山の生活と文化が感じられる素朴で優しい景観づくり

五箇山の生活文化は、この地で暮らす人々の知恵と共同作業により支えられ、現代へと受け継がれてきました。そうした人々の生き生きとした暮らしぶりを映し出し、集落の生活に活気を与えるような、住民の手による日常的な景観づくりを推進します。

3. 景域区分と景域毎の景観づくりの方針

五箇山の景観の特性と課題を踏まえ、景観計画区域を「集落エリア」「町並みエリア」「自然エリア」の3つの景域に区分し、景域毎に景観づくりの方針を定めます。

(1) 集落エリア

◆範囲

国道・県道等の主要道沿いに点在する、各集落を構成している主として宅地、農地などに利用されている、又は利用されていたエリア(集落とは切り離され、事業者等によって現に宅地、農地として利用している部分も含みます)

◆景観特性

- ・庄川沿いに走る国道156号、城端とつながる国道304号、福光とつながる県道福光上平線、利賀とつながる市道山の神線、その他集落間主要道路は地域内外や集落をつなぎ五箇山を訪れる人々を出迎える場所です。庄川本支流がつくる峡谷やダム湖、周囲の山並みや集落そのものが、奥行きと高低差のある地形と相俟って変化に富んだ五箇山ならではの景観を形成しています。
- ・集落内では、周囲の自然景観とともに、集落が立地している地形、地形を利用し克服してきた集落の構造、集落を構成している家屋や耕作地そのもの、引いてはそこに暮らす人々の集落への心配りや息づかいを間近に感じることができます。周辺景観もさることながら、屋敷地や棚田・段々畑に見られる石積み、伝統的な家屋（民家、板倉、土蔵）、神社や寺・念仏道場など多彩な歴史的資産があり、地域の文化を景観を通して感じることができます。

◆課題

- ・無機質な印象を与える倉庫・車庫や現代的家屋などが散見されます。
- ・維持管理のなされないまま放置された空き家、宅地跡や耕作放棄地が見受けられます。

◆景観づくりの方針【集落エリア】

- 集落を特徴づける歴史的資産や耕作地等からなる山村の原風景を保全・育成します。
- 周辺の山並みや庄川などの河川が形づくる五箇山らしい自然景観や、歴史的資産との調和に配慮しながら、空き家や耕作放棄地等の活用を図り、生活の息づかいの伝わる魅力ある集落景観を育成します。



図15：来栖集落



図16：寿川集落

(2) 町並みエリア

◆範囲

次の3地区に該当する、国道156号の中心線から両側50mの範囲にある宅地、農地などに利用されているエリア、又は利用されていたエリア

- ・大字下梨地区
- ・大字上梨地区
- ・大字西赤尾町地区

◆景観特性

- ・集落エリアの景観特性を併せ持つとともに、国道156号沿いに家屋が集積し連続的な町並みを形成しています。
- ・下梨は平地域の中心地として、上梨は白山宮や村上家をはじめとするいくつかの合掌造り家屋を中心に、西赤尾町は岩瀬家や行徳寺など合掌造り家屋を中心に、それぞれ活力ある市街地を形成しています。

◆課題

- ・色調、形態意匠や位置等において町並みの連続性を損なう建物等が見受けられます。
- ・空き家や空き店舗により町並みの活気が失われている場所が見受けられます。
- ・町並みのまとまりやおもむきを損なう看板等の屋外広告物が散見されます。

◆景観づくりの方針【町並みエリア】

- 周辺の山並みや庄川などの河川が形づくる五箇山らしい自然景観や、歴史的資産との調和に配慮しながら、空き家や空き店舗等の活用を図り、風格と活気のある景観を育成します。
- 五箇山の拠点地域に相応しい、素朴で落ち着いた意匠・形態と色調の連続性に配慮した町並みの形成を図ります。



図17：下梨の町並み



図18：西赤尾町の町並み

(3) 自然エリア

◆範囲

景観計画区域のうち、集落エリア、町並みエリアを除くエリア

◆景観特性

- ・景観計画区域の大部分を構成する山林や谷筋を走る河川は、景観の背景となり、豊かな自然景観を象徴しています。

- ・河川には、ダム、ダム湖、発電所施設、あるいは橋梁等があり、兩岸の断崖や深い峡谷とともに、自然環境に組み込まれたダイナミックな景観をもたらしています。

◆課題

- ・林業をめぐる環境の変化により維持管理が行き届かない山林があります。
- ・かつての茅場の多くがスギ林となり放置されています。
- ・河川区域付近では、河川景観に雑然とした印象を与える施設も見受けられます。

◆景観づくりの方針【自然エリア】

- 急峻な山並みと原生林等が形づくる五箇山らしい山林景観を保全します。
- 伐採を伴う開発行為等や林業・里山の維持管理に必要な林道等の施設整備は、最小限にとどめ法面等の整備も含め景観に配慮します。
- 山林に含まれる茅場については、保全・再生に向けた取り組みを進めます。
- 庄川などの自然河川とダム湖や橋梁などの人工構造物が融合した五箇山らしい河川景観を保全・育成します。
- 河川で行われる新たな架橋や橋の更新、護岸・堰堤、砂防施設、水路、発電関連施設、砂利採取関連施設等の整備は、周辺の自然景観との調和に配慮します。



図19：漆谷から菅沼（菅沼茅場）を望む



図20：小原ダム湖に映る山並み

4. 公共事業の景観づくりに関する方針

(1) 「富山県公共事業の景観づくり指針」の準用

道路、橋梁、河川等の公共施設の整備・改修は大規模なものが多いことから、公共事業等の実施に際しては、周辺の景観との調和に十分に配慮する必要があります。

富山県では、富山県景観条例第21条に基づき、「富山県公共事業の景観づくり指針」（平成15年10月、【資料】-ii参照）が策定されています。南砺市は、五箇山における同指針の準用を徹底し、五箇山らしい自然景観や集落景観等に配慮した公共事業を推進することにより、景観づくりを先導する役割を果たします。

(2) 国・県等との連携による景観づくり

五箇山景観条例に基づく行為の届出は、国や県等の地方公共団体（以下、国等）によるものは除外されます。一方で、国等が五箇山において公共事業を行う際には、南砺市はその内容について通知を受けるとともに、景観づくりを図る上で特に必要な場合は、国等に対し協力を要請します。

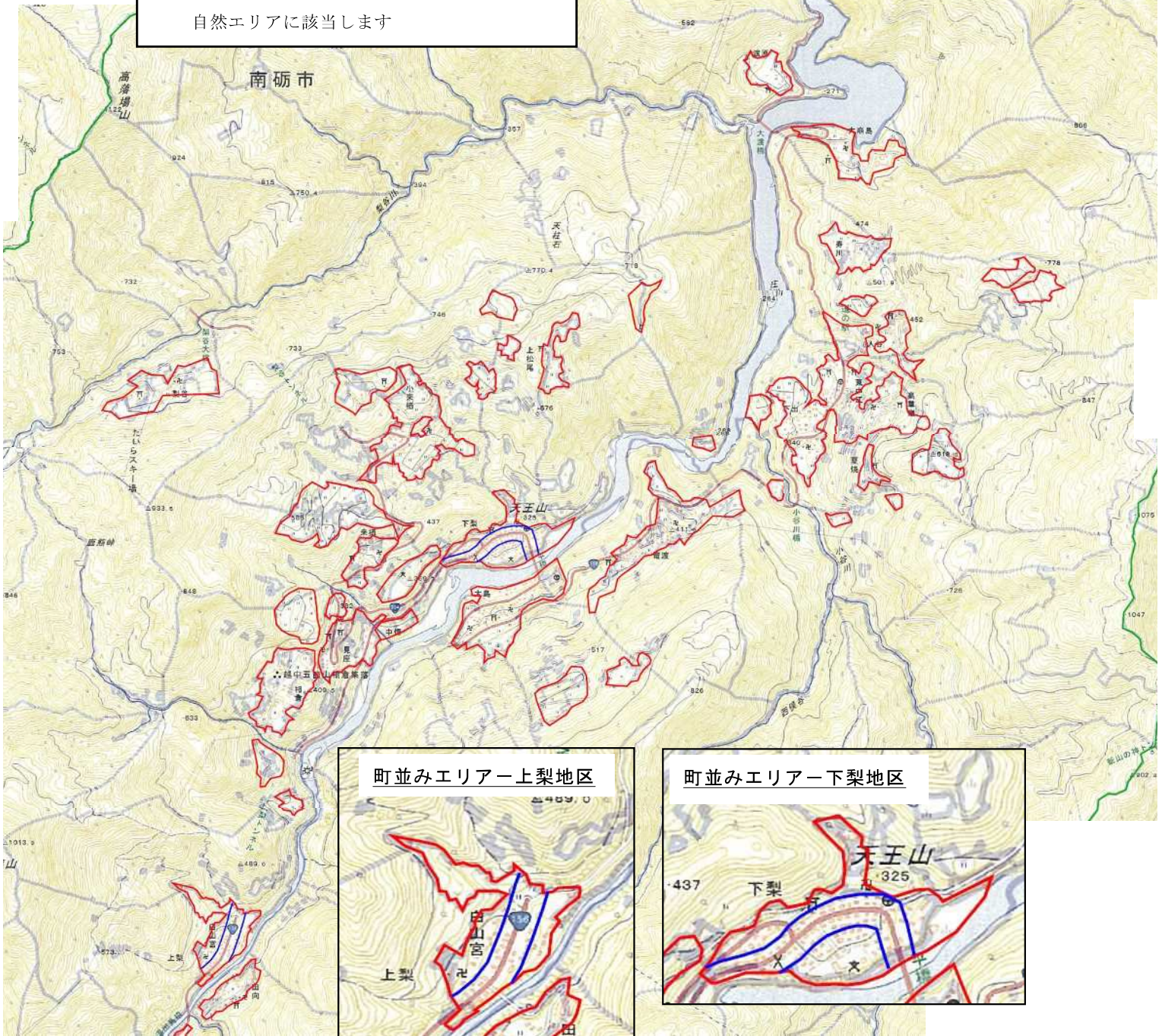
【景域区分図（平地）】

- ・富山県提供の林班図、航空写真をもとに作成しています。
- ・行為予定地の区域判定は原則現場確認に従います。

<凡例>

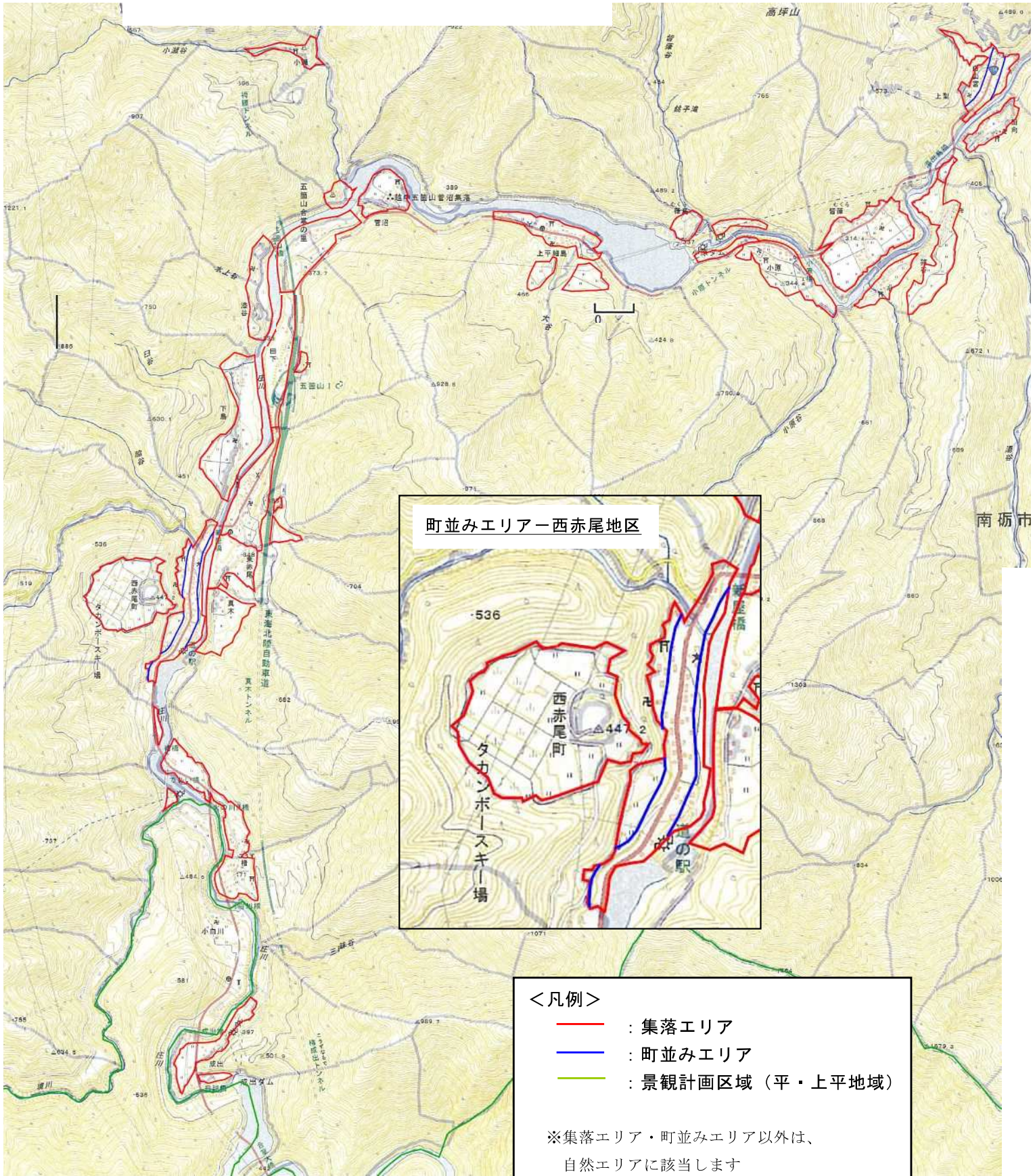
- : 集落エリア
- : 町並みエリア
- : 景観計画区域（平・上平地）

※集落エリア・町並みエリア以外は、
自然エリアに該当します



【景域区分図（上平地域）】

- ・富山県提供の林班図、航空写真をもとに作成しています。
- ・行為予定地の区域判定は原則現場確認に従います。



第4章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

1. 届出対象行為

景観計画区域内で行われる「景観づくりに支障を及ぼすおそれのある行為」のうち、下表に掲げる規模に該当する行為は、南砺市への届出を要します。

表2：届出対象行為

景観づくりに支障を及ぼすおそれのある行為の区分		届出を要する規模
建築物	新築又は移転	・高さ10m超 又は ・建築面積30㎡超
	増築又は改築	・高さ10m超 又は ・建築面積30㎡超 かつ 増築又は改築に係る建築面積10㎡超
	外観変更	・規模が上欄に該当 かつ ・変更が外観面積の1/2超
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・煙突、排気塔その他 ・装飾塔、記念塔、物見塔、風車その他 ・彫像、記念碑その他 ・高架水槽、冷却塔その他 ・電波塔、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ10m超 ※但し、建築物と一体となっている場合 地盤面から当該工作物の上端までの高さ10m超 かつ 工作物自体の高さ5m超
	電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物	・高さ30m超
	垣、さく、塀、擁壁その他	・高さ5m超 かつ ・長さ10m超
	<ul style="list-style-type: none"> ・観覧車、飛行塔、コースター、ウォータースhoot、メリーゴーラウンドその他 ・コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他 ・自動車車庫の用に供する立体的施設 ・石油、ガス、飼料、穀物その他を貯蔵する施設 ・ゴミ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他 ・太陽光発電設備等 	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ10m超 ※但し、建築物と一体となっている場合 地盤面から当該工作物の上端までの高さ10m超 かつ 工作物自体の高さ5m超 又は ・築造面積30㎡超 ※増築の場合 ・築造面積30㎡超 かつ 増築又は改築に係る築造面積10㎡超
外観変更	・規模が上欄に該当 かつ ・変更が外観面積の1/2超	
広告物	新增改築移転	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ10m超 又は ・表示面積10㎡超 ※増築の場合 ・表示面積10㎡超 かつ 増築又は改築に係る表示面積5㎡超
	外観変更	・規模が上欄に該当 かつ ・変更が外観面積の1/2超
宅地造成その他土地の区画形質の変更		<ul style="list-style-type: none"> ・面積1,000㎡超 かつ ・法面の高さ5m超 かつ ・法面の長さ10m超
土石の採取		<ul style="list-style-type: none"> ・面積3,000㎡超 かつ ・法面の高さ5m超 かつ ・法面の長さ10m超
車道の開設		・長さ500m超
森林・木竹の伐採		・面積3,000㎡超
土石、再生資源等の堆積		<ul style="list-style-type: none"> ・面積3,000㎡超 かつ ・堆積の高さ3m超

※広告物は屋外広告物法および富山県屋外広告物条例の手続も要します。

ただし、以下に掲げる行為は、表2（前頁）の行為・規模に関わらず届出の対象外とします。

届出の対象外となる主な行為

- ①非常災害に対する応急措置
- ②存続期間1年以内の仮設物の建築等
- ③土石・再生資源等の堆積で外部から見通しできない場所でのもの、又はその期間が180日以内のもの
- ④建築物、工作物、広告物の除却
- ⑤木竹の伐採、植栽のうち、1)間伐等育成のための通常の伐採、2)枯損又は危険木竹の伐採、3)仮植木竹の伐採
- ⑥法令に基づく処分による義務の履行として行う行為
- ⑦地盤面下又は水面下において行う行為
- ⑧農林漁業を営むために行われる土地の区画形質の変更
- ⑨自然公園法、文化財保護法、富山県文化財保護条例、南砺市文化財保護条例、富山県景観条例の規定により、許可又は届出が必要な行為
- ⑩屋外広告物にかかる、除却、法令に基づく新設・変更等、選挙用など一時的な設置

2. 景観づくりの基準

景観計画区域内における景観づくりは「第3章 良好な景観の形成に関する方針」を踏まえるとともに、以下の基準に沿うよう努めるものとします。

(1) 建築物・工作物

項目	基準
配置及び規模	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺の自然景観や集落景観、幹線道路や眺望点からの眺望景観、あるいは五箇山景観資産（第5章参照）の見え方を著しく損なわない配置及び規模とする。 ○町並みを形成している場所にあつては、周囲との連続性に配慮した配置及び規模とする。
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺の自然景観や集落景観との調和に配慮した意匠とする。 ○幹線道路や眺望点からの眺望景観に配慮した形態・意匠とする。 ○外観が無機質な印象を与えないよう形態・意匠の分節化などの工夫を行う。 ○町並みを形成している場所にあつては、連続性を考慮した形態・意匠となるよう工夫する。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺の自然景観や集落景観と調和するよう、以下の推奨される基調色を用いるなどの工夫を行う。 ○基調色として推奨される色彩は次の通りとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①全ての色相において、マンセル値の指標において彩度4以下かつ明度5以下とする（【資料】-iii参照）。 ②自然素材の素材色（しっくい、茅、自然石など）やアクセント色（見付面積の10%以下に用いる色）はこの限りではない。
素材	<ul style="list-style-type: none"> ○反射性が高いなど、周辺から際立って見える素材の使用を可能な限り避ける。

敷地の緑化	○除排雪の支障にならない範囲で可能な限り道路に面する部分の緑化に努める。
車庫	○出入口の形態や建具（シャッター等）の意匠を工夫するなど、周囲の景観に配慮する。
諸設備	○屋外設備機器や設備配管等の遮へいに努め、建築物・工作物自体がすっきりとまとまりのある外観となるよう工夫する。

（２）広告物

項目	基準
配置及び規模	○集約化等により規模・設置数を抑えるよう工夫するとともに、集落景観を損なわない配置及び規模とする。
形態・意匠	○デザインの統一化に努めるとともに、集落景観と調和した形態・意匠とする。
色彩	○基調となる色彩の彩度を抑え、周辺の自然景観や集落景観との調和を図る。

※広告物についてはこの基準に従うほか屋外広告物法及び富山県屋外広告物条例の規定に従います。

（３）開発行為・車道の開設

項目	基準
土地の形状	○従来の地形をできる限り生かすよう工夫するとともに、大幅な地形の改変が必要な場合は、幹線道路や眺望点からの眺望を著しく損なうことのないよう配慮する。
土地の緑化	○優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行うほか、緑の生育環境を整え、地域の環境等に応じた樹種等で緑化するよう配慮する。
法面の外観	○法面や擁壁は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続させるほか、自然素材等の仕上げや緑化を行うなど、周囲の景観への影響を軽減するよう工夫する。

（４）土石等の堆積

項目	基準
堆積の方法	○堆積は、高さを抑え、整然と行うなど、できる限りすっきりと見えるよう工夫するほか、道路境界等から離すなど、歩行者等に与える圧迫感を和らげるよう配慮する。
遮へい	○植栽等で遮へいし、出入口を目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、幹線道路や眺望点からの眺望を損なわないよう配慮する

（５）土石等の採取

項目	基準
遮へい	○植栽等で遮へいし、出入口を目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、幹線道路や眺望点からの眺望を損なわないよう配慮する
跡地の形状	○地形の改変をできる限り小さくするよう配慮するとともに、法面は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続するよう工夫する。
跡地の緑化	○採取が終了したところから、自然に近い緑の生育環境を整え、地域の環境等に応じた樹種等を用いるなど、速やかに緑が復元するよう工夫する。

(6) 木竹の伐採

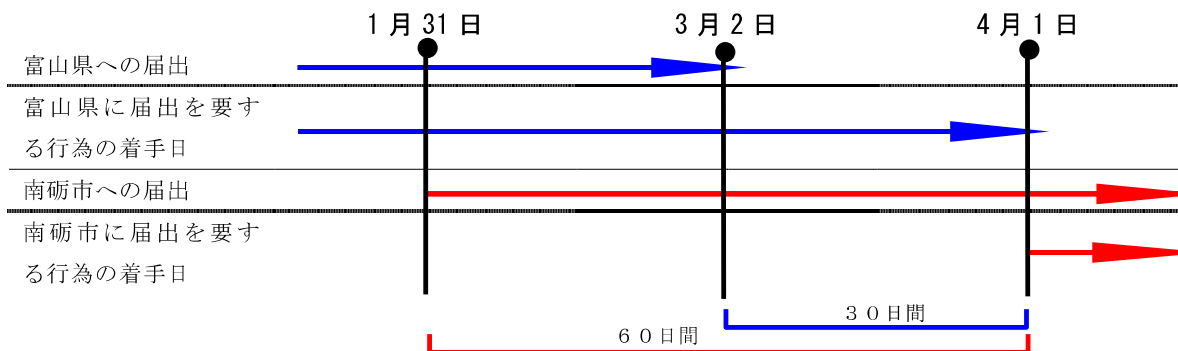
項目	基準
伐採の方法	<p>○木竹の伐採はできる限り避け、やむを得ず伐採する場合は、択伐等により伐採の規模を最小限にするなどの工夫を行う。但し、枯損若しくは危険な木竹の伐採又は間伐等保育の場合、あるいは景観づくりに特に必要な場合はこの限りではない。</p> <p>○社寺林、屋敷林等の高木及び樹姿に優れた樹木又は樹林は、保存又は移植を行い、修景に生かすよう工夫する。</p>
跡地の緑化	○木竹の伐採を行った場合は、速やかに植林や地域の植生環境を考慮した花木の植栽等により跡地の緑化に努めるとともに、植栽が安定するまでの生育状況にも配慮する。

3. 届出の手續

(1) 届出制度の開始

平成29年1月31日を本計画に基づく届出制度の開始日とします。着手予定日が平成29年4月1日以降の届出対象行為が対象となります。着手予定日が平成29年3月31日までの行為については、富山県景観条例の規定に従ってください。

注：富山県景観条例では着手予定日の30日前までの届出を要します。南砺市 都市計画課が窓口です。



(2) 届出の期限

届出対象行為を行おうとする者は、着手予定日の60日前までの南砺市への届出を要します。

(3) 届出に必要な書類

- ①景観計画区域内行為（変更）届出書（施行規則様式第1号）
- ②行為毎に定められた下表に示す図書

表3：届出に要する図書

行為		付近見取図	配置図	平面図	立面図又は断面図	外部仕上表	現況写真
建築物・工作物	新築、増築、改築、移転、外観変更	○	○	○	立面図	○	○
広告物の表示							
宅地造成その他区画形質の変更		○	-	○ (現況及び計画の2種)	断面図 (現況及び計画の2種)	-	○
土石の採取							
車道の開設							
土石、再生資源等の堆積							
森林・木竹の伐採		○	-	計画図		-	○

※上表に記載のない書類が必要となる場合があります。

(4) 届出の流れ

①事前相談（任意）

行為者^{※1}が届出前に予定行為についての相談を行い、届出の要否確認や景観づくりの基準への適合について、南砺市文化・世界遺産課の担当者や景観アドバイザー^{※2}が助言を行います。

②行為の届出

行為者が、南砺市文化・世界遺産課へ着手予定日の60日前までに届出ます。

③景観保全部会^{※3}への照会

南砺市が、景観保全部会に届出事案を照会、意見を聴取します。

④指導・助言又は勧告

南砺市が、届出行為が本計画に定められた行為についての制限に適合しないと認めるときは、届出日から30日以内に、設計変更その他の指導・助言又は勧告を行います。勧告は南砺市五箇山景観審議会^{※4}への諮問・建議を経て行います。

⑤適合通知及び行為の着手

南砺市が、届出行為が良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、届出日から30日以内に、行為者に対し適合通知をします。適合通知を受けた場合、着手予定日を前倒しして着手できます（着手予定日の変更等の届出は不要です）。

⑥公表

勧告に従わない場合、このことについて公表する場合があります。公表は南砺市五箇山景観審議会への諮問・建議を経て行います。

(5) その他届出行為に係る事項

南砺市は行為者（届出者）に対し、当該行為についての報告や協定の締結を求め場合があります。

【注釈】

- ※1 行為者＝届出者・・・行為に係る対象物の所有者、占有者等。
- ※2 景観アドバイザー・・・建築設計・景観デザイン等の専門的立場から景観づくりに必要な助言を行います。
- ※3 景観保全部会・・・南砺市五箇山景観審議会の専門部会。平・上平両地域自治振興会から選抜された地域住民代表者と景観アドバイザーにより構成。
- ※4 南砺市五箇山景観審議会・・・届出行為に対する勧告・公表、五箇山景観資産や眺望点の指定のほか、景観づくりに関する重要事項を市長の諮問に応じ建議します。学識経験者、地元代表者等15名で構成されています。



図21：楽雪住宅（新屋集落）



図22：上平郵便局（細島集落）

【届出の流れ】 (は行為者、 は南砺市がそれぞれ主体的に実施する事柄を示しています)

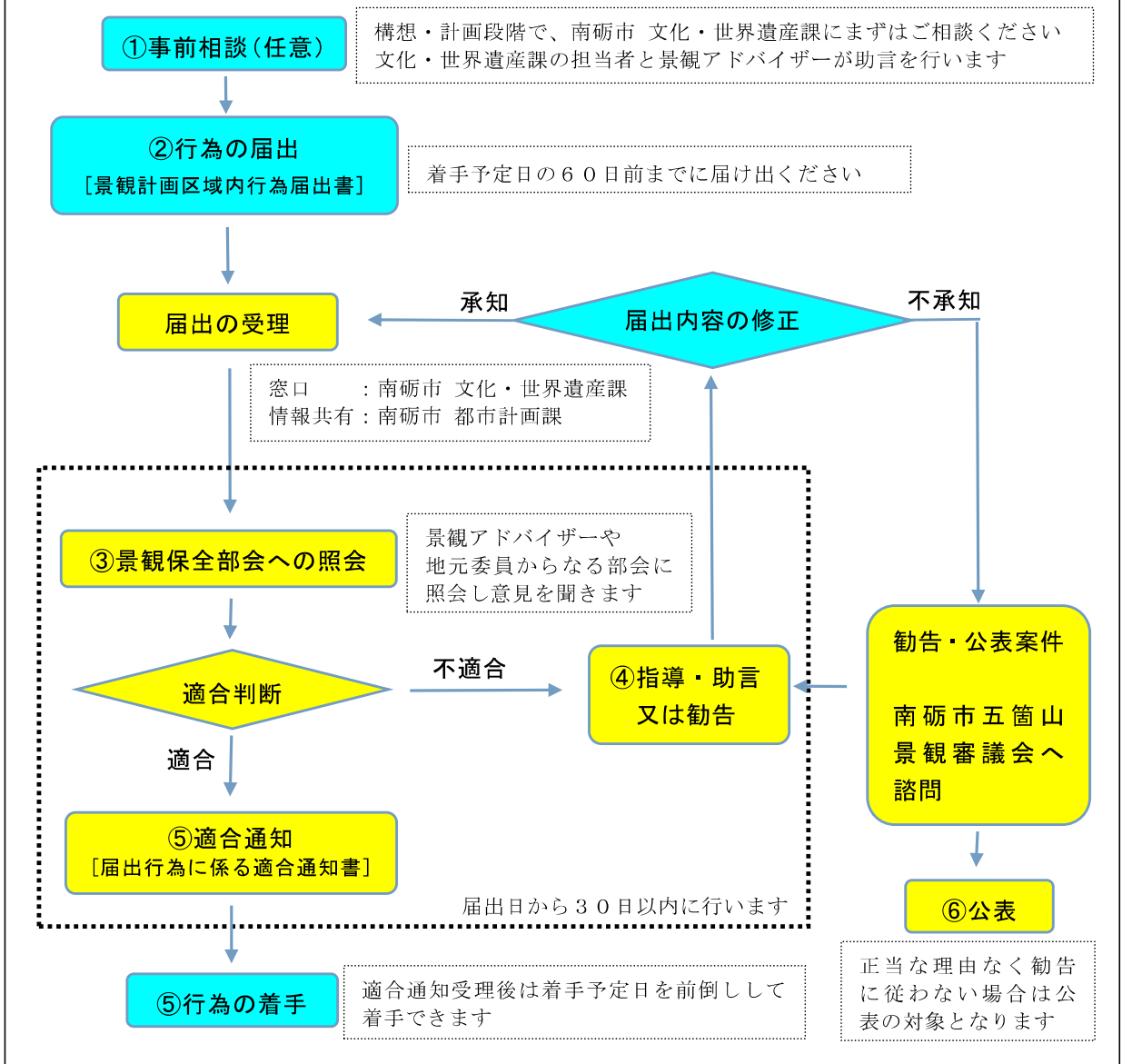


図 2 3 : 届出の流れ

1. 五箇山景観資産の指定の方針

南砺市は、五箇山の景観づくりに寄与する建造物（建築物および工作物）又は樹木等のうち、特に重要なものを五箇山景観資産に指定し、保全を図ります。指定にあたっては、以下に掲げる基準を参照し、所有者等の同意を得るとともに、五箇山景観審議会の意見を聴いた上で妥当性を判断します。

（1）指定基準

以下の基準のいずれかに該当するとともに、道路（私道を除く）その他の公共の場所から公衆によって容易に望見できるものを指定します。

- 外観や樹容等に、五箇山の自然、歴史、文化、生活などの特性が現れ、地域の象徴的な存在になっているもの。
- 地域のなかで広く親しまれ、後世に継承する価値があると認められるもの。
- 文化財等に指定されるなど、歴史的な価値があると認められるもの。

（2）指定後の所有者等の義務

- ・当該資産の景観づくりにおける重要性を認識し、維持、保全及び継承に努めていただきます。
- ・次に掲げる現状変更にあたっては、事前に南砺市へ届け出ていただきます。
 - ①建築物、工作物の増築、改築、移転又は除却、若しくは外観に係る部分の過半の変更
 - ②樹木等の剪定、枝打ち、移植、又は伐採
 - ③その他五箇山景観資産の重要な現状変更と相当すると市長が認める行為
- ・所有者等の変更があったときは、速やかに南砺市へ届け出ていただきます。



図24：東赤尾の合掌造り家屋



図25：木立に囲まれた道（成出集落）

2. 眺望点の指定の方針

南砺市は、次の基準のいずれにも該当する眺望景観を有する地点を眺望点に指定することができます。指定に当たっては、関係集落住民等の同意を得、五箇山景観審議会の意見を聴いた上で行います。

(1) 指定基準

以下の基準のいずれにも該当するものを指定します。

- 道路（私道を除く）その他の公共の場所であること。
- 五箇山ならではの奥行きと広がりをもつ地域住民や観光客に特に親しまれている景観を眺望できる地点であること。

(例)

- * 地域の象徴的な山や河川・峡谷など特色ある自然景観を眺望できる場所
- * 耕作地を中心とした牧歌的な山村景観を眺望できる場所
- * 山あいになんらかの集落そのものの全景や立地環境を眺望できる場所

(2) 指定後の眺望点にかかる規制

- ・ 眺望点から望むことのできる範囲内で建築行為等を行うときは、眺望景観の維持に配慮してください。
- ・ 市長は、眺望点を含む一定区域を重点景観形成地区に指定する等の保全措置を講ずる場合があります。



図 2 6 : 相倉集落の全景と人形山への眺望



図 2 7 : 箆渡集落からの眺望

第6章 景観づくりを支援する仕組み

南砺市五箇山景観条例では、地域住民等による景観づくりを支援する仕組みを定めています。

1. 景観づくり協定

(1) 景観づくり協定とは

一定の区域の土地、建築物又は工作物の所有者等は、当該区域における土地、建築物、工作物及び広告物の規模、壁面の位置、色彩又は形態の基準、緑化の基準その他景観づくりを行うための必要な事項について、景観づくりに関する協定を締結することができます。

(2) 景観づくり協定の認定

当該協定が、景観づくりを推進することを目的とするものであると市長が認めるときは、これを「景観づくり協定」として認定し、告示します。

(3) 認定要件

認定には次の要件が必要です。

- ①当該区域の所有者・占有者の2/3以上の合意、又は10人以上の合意があること
- ②協定の有効期間が5年以上であること

(4) 技術的援助・助成

認定を受けた景観づくり協定の締結者は、市による技術的援助や活動に要する経費の一部の助成を受けることができます。

【参考】南砺市では「南砺市景観づくり事業」により、住民による景観づくり活動に要する経費の一部に対し助成を行っています



図28：楮集落の石積み



図29：合掌造り家屋（岩瀬家）の周囲を彩る花々

2. 景観づくり地域団体

(1) 景観づくり地域団体の認定

市では、次の要件を全て満たし、優れた景観づくりを推進することを目的として組織された地域団体を「景観づくり地域団体」として認定することができます。

- ①優れた景観づくりに有効と認められる団体
- ②当該地域の多数の住民に支持されていると認められる団体
- ③必要な事項を記載した規約等が定められている団体

(2) 認定の手続

認定を受けようとする地域団体の代表者が市に申請します。

(3) 技術的援助・助成

認定を受けた景観づくり地域団体は、市による技術的援助や活動に要する経費の一部の助成を受けることができます。

3. その他の技術的援助や助成

上記に加え、南砺市は、優れた景観づくりのため特に必要であると認めるもので次に該当するものに対し、技術的援助や活動に要する経費の一部を助成することができます。

- ①五箇山景観資産の保全に関わるもの
- ②重点景観形成地区の景観保全に関わるもの
- ③その他市長が景観づくりにおいて特に重要と認めるもの

4. 表彰

南砺市は、以下の個人・団体等を表彰することができます。

- ①優れた景観づくりに寄与していると認める建築物、工作物及び樹木等の所有者等
- ②優れた景観づくりに貢献している個人、団体等

1. 協働による景観づくり

五箇山の景観は、地域を特徴づける自然環境や歴史的資産に加え、人々の生活や伝統行事、農業や製造業、商業などの産業、さらに観光や地域間交流といった様々な社会経済活動と密接に結びついています。景観づくりを具体的に進めていく上では、行政と市民、民間事業者、設計者・施工者、専門家などの各主体が、景観づくりにおけるそれぞれの役割を認識し、協働して取り組むことが重要です。

主 体	役 割
市 民	<p>市民は、自らが景観づくりの主体であることを認識し、地域社会のなかで相互に協力しながら、地域への誇りと愛着を育む景観づくりに積極的に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○五箇山景観計画をはじめとする景観施策の理解 ○自らが所有する建築物等の景観への配慮 ○地域の緑化や清掃などの身近な景観づくり活動への参画 ○景観づくり協定などの主体的な景観づくりの実践 ○景観づくりに関する市の事業や施策への協力
事業者	<p>事業者は、自らの店舗や事業所、事業活動等が景観づくりに与える影響が大ききことを認識し、地域社会の一員として、景観づくりに積極的に協力・貢献します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○五箇山景観計画をはじめとする景観施策の理解 ○自らが所有する建築物等の景観への配慮 ○景観に配慮した事業等の推進 ○景観づくりに関する市の事業や施策への協力 ○景観づくりに関する法令の遵守
設計者・施工者	<p>建築等に関わる設計者・施工者は、景観づくりを具体化する上で重要な役割を担うことを認識し、市の景観施策や地域の景観づくりの取り組みに積極的に協力・貢献します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○五箇山景観計画をはじめとする景観施策の理解 ○景観に配慮した設計・施工等の実施 ○市の景観施策や普及啓発活動等への協力
専門家	<p>景観やまちづくりなどの専門家（学識経験者、設計者等）は、景観づくりをあるべき方向へと導く上で重要な役割を担うことを認識し、市の施策や民間の取り組み等に対し、それぞれの分野・立場から積極的に助言・提案等を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市の景観施策に対する助言・支援 ○市民・事業者等による景観づくりに対する助言・提案 ○景観づくりに関する検討や普及啓発の場への参画
行 政	<p>行政は、五箇山の景観づくりに関する総合的な施策を進めるとともに、景観に対する意識醸成を図るため、市民や事業者等への積極的な啓発活動や情報提供に努めます。あわせて、景観づくりを先導する公共空間や公共施設等の整備を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○五箇山景観計画をはじめとする景観施策の普及・啓発 ○市民や事業者等による景観づくりの取り組みの支援 ○五箇山の多様な景観の魅力に関する市内外への情報発信 ○民間の景観づくりを先導する魅力と風格のある公共空間、公共施設等の整備 ○国、県、隣接自治体と連携した効果的な景観施策の推進

2. 景観施策の充実・強化

(1) 重点景観形成地区の指定の推進

重点景観形成地区については、候補地の現地調査や景観づくりに向けた技術的検討を進めるとともに、候補地の住民との協議を経て、合意形成が図られた地区から順次指定を行い、地区の範囲、行為の制限や景観づくりの基準等を定めます。

(2) 五箇山景観資産、眺望点の指定の推進

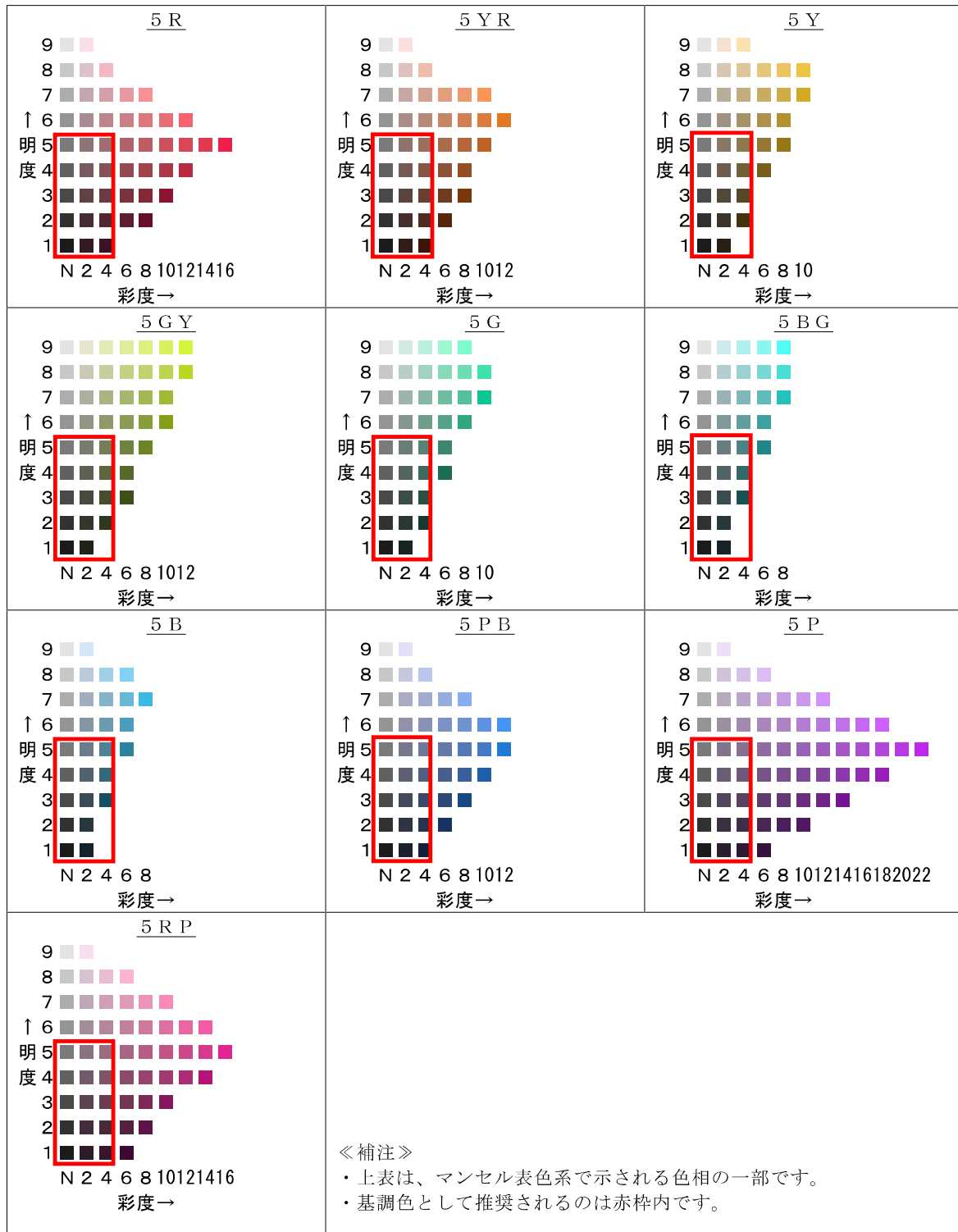
五箇山景観資産と眺望点については、現地調査や市民からの提案等も踏まえながら、候補となる物件や地点等をリストアップし、所有者等の同意や関係住民の合意が得られたものから順次指定に向けた手続きを進めます。

指定された五箇山景観資産と眺望点については、ホームページでの公表や、現地でのサイン等の設置により、対外的な情報発信に努めます。

(3) 景観法に基づく景観計画への移行

今後、南砺市が景観法に基づく景観行政団体に移行した際には、現行の南砺市五箇山景観条例および本計画を、同法に基づく景観条例・景観計画に移行することで、より効果的な景観施策を進めます。

【資料】-iii 建築物・工作物の基調色に推奨される色彩



年度	月日	会議名等	内容
平成27年度	4月27日	第1回庁内ワーキンググループ会議	景観条例制定趣旨確認等
	5月28日	第2回庁内ワーキンググループ会議	県条例等、既存の規制について確認
	6月25日	第3回庁内ワーキンググループ会議	景観条例素案作成
	8月7日	第4回庁内ワーキンググループ会議	検討委員会、審議会の構成検討
	9月17日	第5回庁内ワーキンググループ会議	景観条例素案
	10月2日	第1回五箇山景観条例検討委員会開催	条例素案（項目立て等）
	10月12日	第6回庁内ワーキンググループ会議	景観条例素案
	10月30日	第7回庁内ワーキンググループ会議	景観条例素案、行為の制限
	11月12日	第2回五箇山景観条例検討委員会開催	景観条例素案、行為の制限
	1月21日	第3回五箇山景観条例検討委員会開催	景観条例最終検討
	1月25日 ～2月13日	景観条例、パブリックコメント実施	
	2月24日	第4回五箇山景観条例検討委員会開催	景観条例施行規則の検討
	3月	景観条例、3月議会で議決	
4月1日	五箇山景観条例一部施行 (景観計画の策定、景観審議会の設置について)		
平成28年度	5月27日	第1回庁内ワーキンググループ会議	景観条例施行規則案について検討
	6月16日	第1回五箇山景観審議会開催	景観条例施行規則案について検討
	7月7日	第2回庁内ワーキンググループ会議	景観条例施行規則案について検討、景観計画素案について検討
	7月21日	景観計画、上平地域区長会にて説明	
	7月27日	第2回五箇山景観審議会開催	景観条例施行規則最終案について検討、景観計画素案について検討
	8月2日	第2回庁内ワーキンググループ会議	景観計画案について検討
	8月9日	景観計画、平地域区長会にて説明	
	8月31日	第3回五箇山景観審議会開催	景観計画について検討
	10月1日	五箇山景観条例、施行規則施行	
	10月28日	第4回五箇山景観審議会開催	景観計画について最終検討
	11月2日	景観計画、全員協議会にて報告	
11月9日 ～11月28日	五箇山景観計画、パブリックコメント実施		
12月1日	五箇山景観計画施行		